

愛 川 町 教 育 委 員 会

令 和 8 年 5 月 2 6 日

愛川町教育委員会 5 月定例会会議録

- 1 会議日程 令和 8 年 5 月 2 6 日（火）
午前 9 時から午前 9 時 5 3 分まで
- 2 会議場所 愛川町役場 2 階 2 0 1 会議室
- 3 議事日程 日程第 1 会議録の承認について
日程第 2 教育長報告事項について
（1）教育長報告
日程第 3 部活動地域展開の方向性について
日程第 4 令和 8 年度町一般会計補正予算（教育関連）について
日程第 5 学校運営協議会委員の委嘱について【非公開】
日程第 6 愛川町社会教育委員の委嘱について【非公開】
- 4 出席委員 教育長 佐 藤 照 明
教育長職務代理人（教育委員） 齊 郷 浩 之
教育委員 梅 澤 秋 久
教育委員 篠 崎 美 和
教育委員 袖 山 浩 一
- 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
教育次長 折 田 功
指導室長兼教育開発センター所長 飯 田 哲 昭
教育総務課長 宮 地 大 公
生涯学習課長 小 山 文 利
スポーツ・文化振興課長 井 上 守
教育総務課主査 亀 井 敏 男
- 6 傍聴者 1 名

-
- （宮地教育総務課長） 皆様おはようございます。本日の会議にあたりまして、傍聴希望者がお1人おみえになっています。

教育委員会では、法律の定めにより会議を原則公開としていますが、傍聴希望者の入室については、会議の冒頭で委員皆様の許可を得た後に行うこととしておりますのでお諮りをいたします。

本日の議題において、個人情報を取り扱います日程第5「学校運営協議会委員の委嘱について」と日程第6「愛川町社会教育委員の委嘱について」、この議案以外は非公開とするような内容ではないと思われますので傍聴を許可したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

- （宮地教育総務課長） ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議は一部を除き公開といたしますので、傍聴者の方を入室させてください。

（傍聴者入室）

- （宮地教育総務課長） 傍聴者の方に申し上げます。先にお配りいたしました傍聴を希望される方へのお願いに基づきまして、傍聴をお願いいたします。なお、個人情報を取り扱う案件につきましても、非公開となる場合がありますのでご承知おきください。また、会議次第以外の資料につきましては閲覧用となっておりますので、会議終了後に回収をさせていただきます。

それでは、教育長、よろしくお願いいたします。

◎開会

- （佐藤教育長） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日の出席者は5人であります。定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会5月定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

◎日程第1

○（佐藤教育長） これより日程に入ります。

初めに、日程第１、会議録の承認についてを議題といたします。

４月定例会、４月21日開催分でございます、会議録については事前に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑がありましたらご発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） 特に質疑がありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

日程第１、会議録の承認についてであります。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第１は原案のとおり承認されました。

なお、本定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

◎日程第２

○（佐藤教育長） 次に、日程第２、教育長報告事項についてを議題といたします。

初めに、教育長報告について、資料１に基づき私から報告をいたします。

４月21日から５月25日までの間に出席いたしました主な会議等について、ご報告をいたします。

４月21日、教育委員会定例会、全員協議会。

23日、第１回県央教育事務所管内教育長会議がありましたので、参加をいたしました。

厚木愛甲地区小中学校校長会歓送迎会が夕方からありましたので、参加をいたしました。

24日、地域学校協働活動推進員委嘱状交付式がありましたので、委嘱状交付をさせていただきました。今年は４人の方が新たに推進員になられております。

25日、愛川町婦人団体連絡協議会の総会がありましたので、参加をいたしました。

28日、第１回の県・市町村教育委員会教育長会議が横浜でございましたので、懇談会と共に参加をいたしました。

29日、皆様方にも参加していただきましたが、教育委員会表彰式がございました。午後からはあいかわ公園つつじまつりがありまして、こちらにも参加をいたしました。

30日、学校訪問の初日として、中津小学校と中津第二小学校を訪問いたしました。学校訪問は、各学校9校を順番に回り、校長先生と教頭先生と面談をしながら、学校現場の現状・課題等を把握し、学校と教育委員会の連携に生かすものです。

同日、愛川町職員親睦会定例総会がありましたので、参加をいたしました。

5月1日、学校訪問（高峰小・愛川東中学校）。

第1回土地利用調整委員会がございましたので、参加をいたしました。この日は併せて第1回教育支援委員会がございましたので、委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきました。

7日、学校訪問（愛川中・愛川中原中学校）。この日、県央教育事務所長さんが今年度新たに替わりましたので、副所長さんと一緒に年度のご挨拶に来庁されました。

8日、神奈川県町村教育長会の春の総会が葉山町でありましたので、参加をいたしました。

9日、愛川町交通安全対策協議会総会、愛川町PTA連絡協議会総会がございましたので、午前、午後という形で参加をいたしました。

11日、学校訪問（半原小・田代小）。

12日、愛甲郡町村会懇親会がございましたので、参加をいたしました。

13日、施設訪問ということで、第1号公園・三増公園陸上競技場に行ってみました。特に三増公園陸上競技場は、株式会社スポーツクラブ相模原と愛川町三増公園天然芝改修工事及び利活用に関する協定に基づく工事が既に始まっておりまして、進捗は順調です。芝生が全部取られていて、土も10cm程度全部取ってある状態で、今それを転圧して平らにして、これから芝を張り替えるという流れになっております。

それから、14日ですが、学校環境緑化モデル事業完成式典ということで、愛川中原中学校に行ってみました。これは、かながわトラスト財団と株式会社ローソンのご支援とご協力で行っている事業です。ローソンのレジ横などにローソン緑の募金という募金箱が置かれているのを見た方もいらっしゃると思いますが、このローソン緑の募金は、これまでの寄付者からの寄付とローソン本部寄付金を合わせると、48.8億円（2025年2月末時点）に上るそうです。それを希望する学校、手を挙げて研究するような学校に寄付金を分配しながら、各学校で緑化に努めていくという事業で、愛川中原中学校が手を挙げたということです。

2年前は中津第二小学校が本募金に手を挙げて、中庭を作った実績があります。今回、愛川中原中学校は、マテバシイ（注釈：ブナ目 ブナ科高さ15mまで成長する常緑（じょうりょ

く) 高木。どんぐりは長さ1.5～3cmほどと大型。【出典】いきものログ(運営:環境省自然環境局 生物多様性センター)の木を新たに3本植樹しました。マテバシイの木を植樹した理由は、愛川中原中の3年生が家庭科でどんぐり拾いをしながら保育園児と交流をする授業をやっているためで、既存のマテバシイの木が老木となり、今後の管理面で心配な部分もあるので、新たに3本植樹したという経緯です。そして、緑の剪定ということで、樹木の剪定も同時に行っております。そういう形の事業なんですけど、その事業が完成したということで式典があったということでございます。

15日、学校訪問(菅原小)。

裏面です。18日が行政経営会議。同日夜は熊坂直美前教育長さんがお亡くなりになられたということで、通夜に参列いたしました。

19日、町議会定例会1日目。

19日、20日で全国町村教育長会が銀座ブロッサム中央会館でございましたので、参加をいたしました。

21日、町議会定例会2日目、22日、同定例会3日目。

23日、中学校体育大会がございましたので見学いたしました。生徒たちはとても楽しそうにしていたので、事業の大切さというんでしょうか、行事の大切さを改めて感じたところであります。今週は小学校の運動会がありますので、また行って見学をしてきたいと思います。

報告内容は以上とさせていただきます。

質疑等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○(佐藤教育長) 特に質疑がありませんので、教育長報告についてはご了承願います。

それでは、日程第2、教育長報告については以上とさせていただきます。

◎日程第3

○(佐藤教育長) 次に、日程第3、議案第3号 部活動地域展開の方向性についてを議題といたします。

内容について、担当よりご説明を申し上げます。

指導室長。

○（飯田指導室長兼教育開発センター所長） 議案第3号 部活動地域展開の方向性について
ご説明申し上げます。

愛川町における部活動地域展開の方向性について、ご審議いただければと思います。

近年、少子化の進展による学校単位での部活動は、団体競技の活動において部活動数が足りずチーム編成ができないことや、専門の指導員がいないといった状況が深刻化しているほか、教職員の部活動指導による負担軽減を図ることが喫緊の課題となっております。

こうした中、国においては令和6年度にスポーツ基本法を改正し、地方公共団体に対し、中学生が地域でスポーツに親しむ機会を確保するための施策を講ずることを努力義務としました。併せて、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインにおいて、令和8年度から13年度までの6年間を改革実行期間と定め、原則休日における全ての学校部活動において、地域展開を実現することを目指す方針を示しました。

本町においては、町内のスポーツ・文化関連団体のほか、学校関係者や保護者等を構成員とする部活動在り方検討委員会を設置し、協議を重ねてまいりまして、生徒数の減少や教職員不足に対応するため、拠点校方式での部活動を導入したほか、より専門的な指導を行う部活動指導員を配置するなど、生徒の活動機会の確保に努めてまいりました。

また、今後の部活動の地域展開に当たっては、地域クラブ活動を主体的に運営する団体や人材が見当たらないことから、町自らが運営主体となって地域クラブ活動を展開する方向で考えをまとめました。

資料の1枚目をご覧ください。

「部活動地域展開で愛川町部活動はどう変わる？」の2段落目をご覧ください。愛川町における部活動地域展開に向けての動きについては、現在行っているこれまでの形態を、国の示す改革実行期間（前期）令和10年度まで継続しながら、令和11年度には学校が設置し、平日に活動を行う校内部活動と、教育委員会が設置し、土日祝日・長期休暇に活動を行う愛川クラブの2つの仕組みに分けることで、国の示す部活動地域展開を推進してまいります。

学校が設置して平日行う校内部活動については、体力の向上であるとか余暇を楽しむことを目的として、原則大会、コンクールとかには参加しないような、小学校のクラブ活動みたいなイメージだと思っていただければと思います。愛川町教育委員会が設置する愛川クラブは、大会やコンクールへの参加を目的とした、拠点校方式による部活動という形で行っていくということにいたしました。

裏面をご覧ください。

こちらは今年度から13年度までのスケジュールを載せさせていただいております。今ご説明させていただいたものが表のような形になっておりますので、見ていただければと思うんですが、10年度のところが大きな境目という形になりますので、10年度末まで今やっている拠点校の部活動を継続しながら、例えば部員数が少なくなってきたら、統合しながら拠点校方式という形で整えて、活動場所を確保しながらやっていきますと。

11年度からは全ての部活動を愛川クラブという形で、土日の活動を振り分けていくというような形になりますので、これはその辺のスケジュール感になりますので、ご覧ください。

続いて、次のスライドの資料なんですけども、今ご説明させていただいたことがスライド形式になっております。

3枚めくっていただきまして、校内部活動と愛川クラブの違いというところをご覧ください。こちらは表にまとめさせていただいておりますので分かりやすいかなと思います。

平日は、設置主体は学校という形になります。休日は、愛川町教育委員会が設置主体ということになります。

校内部活動は平日のみ、体力づくりや余暇を目的として、原則大会は参加しません。ただ、美術部であるとか写真部であるとかパソコン部であるとか、そんなに休日の活動がない部活である場合は校内部活動しか設置しませんので、そういったところでコンクールに参加するよとか、美術館の見学会に休日行くよというのは、今までの部活動と同じような形でいくような形になります。

指導者は主に教員が担当します。活動場所としては、在籍する学校。

愛川クラブは、指導者は希望する教員及び認定地域指導者ということで、小中学校の教諭であるとか、地域の専門家という方を公募して決めていくというような形になると思います。活動場所は、町の公共施設や町立中学校等という形になっておりますので、この辺も今後、例えば野球は田代運動公園野球場を使わせていただきたいとか、サッカーは三増公園陸上競技場の芝グラウンドが新しくなりましたら使わせていただきたいとか、そういうところを調整しながら、少しでも子どもたちが良い環境でできるように努めてまいりたいと思っています。

その次の資料をご覧ください。

愛川クラブ活動の運営体制とクラブの名称についてですけども、愛川クラブの運営は教育委員会の中に愛川クラブ活動コーディネーターを今のところ2名ほど配置できたらと考えておりますけども、配置をして、このコーディネーターの方たちが運営を主に担っていくよ

うな形です。指導者への謝金の支払いであるとか、国の補助金を取りにいったりであるとか、あとは学校と指導者の調整であるとか、そういった業務を担うということになるかと思えます。その下のところにそれぞれのクラブとして指導者がいるというような形です。

愛川クラブの名称については、例えば愛川サッカークラブとか愛川野球クラブという形で、愛川〇〇クラブというような形で統一させていただきたいというように考えております。

1枚おめくりください。

愛川クラブの設置要件ですけれども、生徒5名以上、指導者2名以上で認定という形になります。これは国の示している認定クラブの要件とか補助金の要件に基づいてつくらせていただいています。生徒5名以下の場合、国の補助金が出ませんので、それを全部町が負担して運営していくのはかなり難しくなりますので、生徒が5名以上いない部活に関しては、申し訳ないけれど設置しませんという形になります。あと、指導者2名以上というのも、何かあったときに1人の指導者では厳しいので、2名以上という形で考えております。

続きまして、活動時間と休養日のルールについてですけれども、これも右下に書かせていただいたのが重要なルールということで、活動の総量、週11時間程度と書いてあります。これは国が認定クラブとして補助金を払うよと言っている要件の基準に盛り込まれておりまして、11時間以上部活をやり過ぎるところは認定クラブとして認められず、補助金を出しません。要するに勝利至上主義のクラブを国は認めませんよということなので、これに合わせた形で11時間程度というふうにさせていただいております。

本町の場合は、平日は校内部活動という形で切り分けて考えるので、例えば極端に言えば平日は美術部で活動をして、土日はサッカー部で活動するような子どもたちも出てくるかもしれませんが、そういう兼部をしながらやっていくことを認めていくという形になります。

1枚おめくりください。

会費・会計・入会手続きについてですけれども、会費については、月1,500円程度以内というふうに考えております。国のほうは3,000円程度というのを出してきております。それ以上取るような場合は、これもやはり認定クラブとして認めるのはどうかなというような、ちょっとグレーなニュアンスなんですけど、国は言っております。

町としては、スポーツ保険であるとかそういったものも含めて補助金の計算をしたときに、このくらいでいけるのかなというふうに考えています。大体月1,500円ですと、今やっている部活動の部費と同程度ぐらいというふうに考えておりますので、それほど保護者の負担が急に上がったなというような感じはないかというふうには考えております。

次の資料です。

保険についてはスポーツ安全保険に加入することをはじめ、こちらに書かれております。

最後、1枚めくっていただきまして、よくあるご質問というところで、初心者でも愛川クラブに入れますかというところですが、国のほうはセレクションをしないといけないというようなことをうたっていますし、誰でも入れるクラブでなければいけないということがありますので、誰でも希望があれば入れる、町内に在籍している方であれば誰でも入れますよということです。

あとは兼部等もちろんオーケーですということとか、途中で辞めることももちろんできますけども、今までの部活動と同じように、保護者の方と本人と十分話をした上で、そういうこともできますよということです。

あと、平日他の学校へ行って練習できますかということなんですけれども、これはできなくなります。今は拠点校方式ですので、拠点校まで平日行って活動することができるということになっておりますけれども、11年度以降は完全に平日と休日の部活動を切り分けますので、平日については校内に設置されている校内部活動のほうに入る。そこに活動する部活がない場合は、これはもう申し訳ないけれども、他の学校へ行けませんということです。

校内部活動の設置についても、今後校長先生等と話し合いながら、どの学校でどういう部活を設置していくのかということも協議してまいります。また、さらなる受皿として、地域スポーツ団体の方に対して、3月の段階でなるべく子どもたちがやりたいスポーツができるように、夜のナイターの活動も中学校を受け入れていただけるような土壌をつくっていただくとありがたいですというようなお話はさせていただいておりますので、例えば平日に自分の学校にやりたい部活がなければ、夜のスポーツ少年団で小学生と一緒に活動できるような裾野が広がっていくことが理想だなと考えております。

次の資料ですけれども、今説明を申し上げたようなことが、要綱としてまとめさせていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

説明については以上になります。ご審議の方よろしくお願いいたします。

○（佐藤教育長） それでは、これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

○（梅澤委員） 先ほど校内部活動について、小学生のクラブ活動のようなという説明があったのですが、小学生のクラブ活動は学習指導要領における特別活動に位置付けられている確実な教育課程の一環である内容なのですが、ここでいう校内部活動も同じようにカリキュラ

ムとして位置付ける予定なのでしょうか。

○（飯田指導室長兼教育開発センター所長）そこは違います。活動の内容が小学校のクラブのようなイメージではありますが、教育課程に位置付けるというわけではありません。

○（梅澤委員）だとすると、その説明は一般の教員からすると誤解を招く表現になりかねないので、これは気を付けたほうがいいかなというふうに思いました。

以上です。

○（佐藤教育長）他にいかがでしょうか。

○（袖山委員）現在の拠点校方式は、幾つぐらい活動されているのですか。

○（飯田指導室長兼教育開発センター所長）野球、サッカー、男子テニスです。

○（袖山委員）そうすると、令和10年度以降に移行するときも、これらの部活は一応あるような形でしょうか。

○（飯田指導室長兼教育開発センター所長）そうです。令和11年度以降に設置する部活動は、基本的に今ある運動部と吹奏楽部は、人数が5名を下回らなければつくっていく方向で考えています。

○（袖山委員）そうすると、そこから新たに増えるかどうか、そのときの人数規模によるということですか。

○（飯田指導室長兼教育開発センター所長）そうです。新たに増えることはないと思いますが、減る可能性はあるかもしれません。

○（袖山委員）分かりました、ありがとうございます。

○（佐藤教育長）他にいかがでしょうか。

○（篠崎委員）この資料についてですが、最初に※1の1行目の後半ぐらい、原則大会やコンクール等に参加しない平日のみの活動を行うものとあります。さらっと読んじゃうと、「大会やコンクール等に参加しない平日」って、「平日」に係る気がしてしまうので、ここを「大会やコンクール等に参加せず、平日の活動を行うもの」とした方が分かりやすいかなという印象を受けました。

もう1点ですが、その上のブロック、本町における部活動地域展開に向けてのブロックについて、2行目の、現在行っているこれまでの形態を「、」国の示す、とした方が、文章が伝わりやすいかなという印象を受けました。何か最初読んだときに、ずっと入ってこなかったんですよ。ちょっと一文が長いので。本当はもうちょっとシンプルな感じだと、要は読むのは私をはじめとする保護者なので、もうちょっと分かりやすいといいかなという印象を受

けました。

以上です。

○（佐藤教育長） 文言の整理をして、より分かりやすくということですね。

他にいかがでしょうか。

○（袖山委員） こちらの資料の方なんですけども、校内部活動と愛川クラブの違いということで、校内部活動の方は今も教員が対応している、今後も教員がということですよ。そうすると、現在どうなんですかね、それぞれ学校で違うとは思いますが、幾つぐらいの部活動があるのかなと思ったのですが。

○（飯田指導室長兼教育開発センター所長） 運動部は、少ない学校で5つ、多い学校で9つあります。文化部は全ての学校で3つです。

○（袖山委員） これも学校の規模によって違うんですかね。そうすると、現状、現場の先生方は、負担感とかは特には感じてはいないのでしょうか。

○（飯田指導室長兼教育開発センター所長） 負担に感じている先生もたくさんおられますし、逆に、部活をやりたいという先生たちもいますので、差がすごくあります。

○（袖山委員） そのあたり何か整理できるといいなと。学校が幾つもあるので、何かどこか共通したルールがあって、それに従って行っていけるように。

○（飯田指導室長兼教育開発センター所長） 今後は土日についてはやりたい先生だけ手を挙げてもらえば、兼業で雇用できるような形態になる予定です。平日は基本的には遅くまでやるところがなくて、基本の勤務時間内ぐらいのところでの活動に収められるような活動というイメージです。先生たちもそこまで負担なくできるような形をつくっていきたいと思っています。

○（袖山委員） 分かりました、ありがとうございます。

○（梅澤委員） 今勤務時間内というお話があったのですが、恐らく新しいガイドラインで、部活動の在り方が大きく変わる可能性があるなと思っているんです。というのは、現行は、部活動は学校教育の一環であるという文言があり、教育課程との関連を持たせなさいという縛りがあります。

一方で、次期学習指導要領に向けては、多分教育課程外、学校教育の一部ではないというただし書きが多分あると思うんですね。今の勤務時間内で終わるようになるところが、例えば6校時が終わった後、勤務時間が終わるまで校内部活動が行われるとなると、勤務時間が終わってから会議が始まるということが行われかねないので、そのことは冒頭にある働き

方改革とは連動しないなというふうに考えます。そのあたりどのように現状お考えか、教えていただきたいと思います。

○（飯田指導室長兼教育開発センター所長） まだ私の頭の中だけの話ですが、今後、教育課程を柔軟に編成できるようになると思うので、その裁量の時間あたりをうまく使っていったって、週に2回ぐらい校内部活動の時間を設けて、そうじゃないところは先生たちの研修の時間とか会議の時間を調整することでうまく組めないかなというのを、他の市町村の先取りの実践を見ながら考えているような状況です。

○（梅澤委員） 個人的には賛成ですね。例えば45分授業を40分に、中学校50分授業を45分とか。他方で、1単位時間の短縮がうまくいっている学校は、やはりICT化が進んでいるところでほぼ間違いがないのかなと。従来プリントを配って後ろに回してみたいな時間が、ICT端末であるともう事前に配布が可能になります。今後デジタル系の教科書等が入ってくることによって、より一層、採点の自動化であるとかが進んでくることから、裁量の時間の活用はICTの連動と、これはもうイコールかなと思っております。そのあたりの研修も指導してもらいたい。指導室には負担ばかりおかけしてしましますが、しっかりしていただくことによって、これはもう生徒たちのためにもなるし、先生たちのためにもなると思います。生まれた5分掛ける6コマ分の時間に加えて、会議の簡素化を工夫し、それ以降の時間で部活動を勤務時間が終わるくらいの長さでという形であれば、全て合点がいく形になると思いますので、良いやり方、参考例とかを活用しながらつくっていただけたらと思います。

以上です。

○（佐藤教育長） 全国で今、先進自治体が様々な地域展開をやっているんですけど、本町で今考えている案は、平日は学校の先生方にご協力をいただき、土日に専門的な指導者が教えるという内容です。この案は、子どもたちが自分たちで練習メニューを検討することができて、意外と大きくくりな形の部活動を設置しても、その中に、子どもたちが自分のやりたい専門の種目の練習を積極的に取り組む傾向があるという効果もあると言われています。

私もやはりそれが理想だなというふうに思うんですね。先生がいなければ活動ができないではなくて、自分たちがしっかりとメニューを考えながら取り組んでいく自主的な部活動。それは現在でも同じように求めているんですけど、なかなかそこまで指導しきれない部活もあるのが現状です。子どもたちの自主的な部活動を念頭に、少し前向きな方向で取り組んでいくことによって、先生方が技術指導ではなくて安全面に注力し配慮ができるような、そ

のような部活動にしていくと、今考えている本町の部活動の地域展開がスムーズに行われていくのかなと思っております。

将来的に、平日も先生方ではなくて、外部の方をお願いするというのも方向性としてはあるわけで、それは徐々にやっていくしかないとは思いますが、移動の問題とか様々な問題が今後出てきます。そのため、当面は平日と休日で活動を分けながら取り組んでいくのがいいのかなというふうに考えております。みなさんのお考えはいかがでしょうか。

- （梅澤委員） 部活動、元来規定としては生徒の自主的、自発的な活動というふうに規定されているものなので、法的には。一方で、現場を見ていると、今日顧問の先生が出張だから部活なしでうれしいという子どもたちの反応が往々にして起こる。生徒にとってはやらされてる感で部活動が行われているという、その矛盾が往々にしてあるのが現状かなというふうに思っています。

先ほど教育長がおっしゃったような、まさに生徒たちが考え、あるいはどのような練習メニューを組んだらいいかというアドバイスも、土日の指導員たちのアドバイスを基に、アドバイスされるのも先生方中心になると思うんですけども、でも全て自分の手で教え込むのではなくて、子どもたちがまさに自主的、自発的にスポーツなり文化的活動に取り組めるようにデザインをして、子どもたちが前向きに活動していくと、本当に理想的な部活動の在り方に近づいていくのかなと思いながら聞いておりました。

総じて、最後、感想になりますが、すばらしい形でまとまっているというふうに思っていますので、あとは現場にどう落とすかが課題だと思っていますので、引き続きお願いしたいと思います。

以上です。

- （佐藤教育長） 他にいかがですか。

- （齊郷委員） 指導者には、どのような指導者の方を揃えるのでしょうか。例えば、生徒さんがこの部活に入りたいと思うようなきっかけになる指導者を揃えられないでしょうか。部活に参加してみたいと思う仕掛け、選択の場を多くしていただければと思います。魅力的な指導者に会ったから、私はこのクラブに入りたいと思うことも大切だと思うので、そういった場を少し広げていただければと思います。

あと、場所についてです。部活動を選択するにあたって、普段どこで活動しているのかも今後重要になってくると思います。例えば、愛川中の場合、第1号公園が活動場所だとかなり遠いという印象があるので、いろんな方が参加をしやすい活動場所を用意するといった環

境も整えていただければと思っております。

○（佐藤教育長） 他によろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） それでは、他に質疑がないようですので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第3号 部活動地域展開の方向性について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4

○（佐藤教育長） 続いて、日程第4、議案第4号 令和8年度町一般会計補正予算（教育関連）につきましては、愛川町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定により事務を臨時に代理したので、同条第3項の規定により本定例会で報告し、承認を求めるものであります。

それでは、日程第4、議案第4号 令和8年度町一般会計補正予算について議題といたします。

内容について、議案に基づき、担当からご説明申し上げます。

○（飯田指導室長兼教育開発センター所長） 令和8年度町一般会計補正予算、教育関連についてでございます。指導室では1点ありますので、ご説明申し上げます。

現在、菅原小学校においてI型糖尿病により医療的ケアを必要とする児童1名に対して、看護介護員の派遣を実施しているところであります。当初予算では当該児童1名の分を計上しておりましたが、ここで新たに半原小学校に同様の支援を必要とする児童1名が診断されたというところでありますので、そこに対する看護介助員の派遣をしたいための補正を組んだことになります。

表を見ていただきまして、摘要のところに金額等載っておりますけれども、1時間あたりの単価4,000円で、1日あたり3時間、今回のお子さんについてはこれからスタートなので166日という形で金額を出させていただいております。

以上になります。

○（佐藤教育長） 次に、生涯学習課長、お願いします。

○（小山生涯学習課長） 次のページをおめくりください。

生涯学習課分になります。事業の概要であります、当該事業は、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金を活用して行うもので、備品等の整備に係る費用の10分の10が助成されるものであります。

これまで、当初予算で計上してきておりましたが、財団からの助成決定通知が3月末であることから、内部で協議した結果、令和8年度より正式な決定を受けた後に補正予算にて対応することとなったものであります。

下の段を見ていただきまして、款項目等についてちょっと省略させていただきますが、細々節の名称であります。細野区アルミ製やぐら等購入事業費補助金及び半縄区アルミテント等購入事業費補助金、それぞれ250万円の補正額の増額となりまして、合計で500万円となっております。内容といたしましては、コミュニティ事業に使用するための備品の購入費用を補助するものでございます。

なお、この自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金であります、宝くじの収入の財源を原資といたしまして、コミュニティ活動で必要となるやぐらやテント、そういったものに対して助成をしていただくものであります。助成率は先ほど申し上げたとおり10分の10で上限額が250万円までとなっております。こちらにつきましては、毎年行政区からの要望を受けまして、そちらを一括して当該センターのほうに助成申請をしているところであります。申請の流れですが、毎年秋口に申請をいたしまして、決定通知が3月末であるということでありましたので、今年度より改めて補正予算にて対応するものでございます。

内容につきましては以上です。

○（佐藤教育長） それでは、指導室と生涯学習課の補正案件に対して、ご質疑等があればお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

（「なし」との声あり）

○（佐藤教育長） それでは、特に質疑等はありませんので、議案第4号 令和8年度町一般会計補正予算について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり承認されました。

◎日程第5及び日程第6【非公開】

- （佐藤教育長） 続いて、日程第5、議案第5号 学校運営協議会委員の委嘱について及び日程第6、議案第6号 愛川町社会教育委員の委嘱についての審議を行います。本件については個人情報を取り扱う案件となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開による審議とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないようでありますので、議案第5号及び議案第6号につきましては、非公開で審議を行いたいと思います。
- それでは、ここで暫時休憩いたします。

◎日程第5【非公開】

◎日程第6【非公開】

- （佐藤教育長） それでは、引き続き会議を再開いたします。

本日の案件につきましては全て終了いたしました。その他、各委員からご意見、ご感想等があればお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

- （佐藤教育長） それでは、特にございませんので、事務局から何かございますでしょうか。

（「ございません」との声あり）

- （佐藤教育長） それでは、以上で5月の定例会の議事日程を全て終了いたしましたので、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、5月の定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

なお、次回の教育委員会定例会は、6月23日午前9時から201会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

愛川町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

令和8年6月23日

教育委員会教育長

佐藤 照明

教育委員会

教育長職務代理者

齊 郷 浩之

教 育 委 員

梅澤 秋久

教 育 委 員

篠崎 美和

教 育 委 員

袖山 浩一

調 整 職 員

池村 茉莉子